

# 樟葉 SSC サッカークラブ規約

## 第1条（名称）

1、本会は、名称を「樟葉 SSC サッカークラブ」と称する。

## 第2条（日本会的、目標）

### 【 目的 】

クリエイティブで逞しく、素直で負けず嫌いな選手の基礎づくり。

（心・技・体トータルでの成長を見る。）

礼儀正しく協調性にすぐれたよりよき社会人に育つ事を目指し、合わせて基礎体力の向上、スキルを磨き、世界に通ずる選手の育成を究極の目標とする。

生涯スポーツとして子供達にサッカーの楽しさを伝え、地域スポーツへの貢献、当クラブを育成発展させる事を目的とする。

### 【 目標 】

- 1、あいさつは大きな声でしっかりできる。
- 2、サッカーを一生懸命に楽しむ。
- 3、仲間意識、一体感を大切にする。（チームプレーの楽しさと素晴らしさを伝える。）
- 4、サッカーを楽しむ為、勉強もしっかりする！

## 第3条（事業）

本会は第2条を達成する為に次の事を行う。

- 1、本会の諸事情
  - ① 定期練習の実施：詳細は別途定める。
  - ② 公式試合、その他の試合の実施と参加：別途、コーチ会で決定する。
  - ③ 夏期合宿・野外活動の実施：別途、実施を含めて保護者役員会及びコーチ役員会で決定する。（場合により総会で事前・事後承認）
- 2、保護者相互の親睦
- 3、連絡事務及び懇談
- 4、基金の管理
- 5、その他、クラブの目的達成に必要な事業

## 第4条（構成）

本会は部員、保護者会（部員の全ての保護者）、コーチ会（全てのコーチ）で構成する。

## 第5条（運営）

総会は年1回3月に開催するものとする。

但し必要のある場合には随時開催する事が出来る。

総会は、保護者会、コーチ会より成る最高決議機関であり、過半数をもって決議する。

（本規約の改廃は後述）

総会においては、事前事後に保護者役員会及びコーチ役員会は別途事前協議等を実施して、会の運営がスムーズに行えるようできるだけ努力する。

保護者会は5月、12月に召集する。

コーチ会は2～3ヶ月に1回召集する。

## 第6条（役員）

### 【 保護者役員 】

- 1、 部長 1名（原則として、6年生の保護者）
- 2、 副部長若干名（原則として、6年生の保護者）
- 3、 会計1名（原則として、6年生の保護者）
- 4、 会計補佐1名（原則として5年生の保護者で翌年は会計に回ります。）
- 5、 会計監査1名（同クラブでの正コーチ）
- 6、 書記 1名（原則として、6年生の保護者）
- 7、 運営委員若干名（学年ごとの保護者代表）
- 8、 上記メンバーで保護者役員会を構成する。

### 【 コーチ役員 】

- 1、 代表 1名
- 2、 副代表 1名
- 3、 正コーチ若干名
- 4、 上記メンバーでコーチ役員会を構成する。

## 第7条（任務）

### 【 保護者会・保護者役員会 】

- 1、 保護者（部員の全ての保護者）は保護者会を組織し、サッカークラブの運営及びコーチの支援等に努める。
- 2、 保護者会は、部員の保護者としての立場で、本規約、特に第2条、第3条等がスムーズに行えるように努力する。
- 3、 部長は会務を総括し、本会を代表する。
- 4、 副部長は部長を補佐し、部長業務に支障が生じた場合、その業務を代行する。
- 5、 会計は会計業務を行う。
- 6、 会計補佐は会計業務を補佐する。
- 7、 会計監査は会計監査業務を行う。
- 8、 書記は議事録（総会）、名簿管理、スケジュールの掲示等を行う。
- 9、 運営委員は諸事業の補佐をする。

#### 【 コーチ会・コーチ役員会 】

- 1、 コーチ（代表、副代表、正コーチ）はコーチ会を組織し、資質の向上に努める
- 2、 コーチ会は、部員の指導者としての立場で、本規約、特に第2条、第3条等がスムーズに行えるように努力する。
- 3、 代表は会務を総括し、本会を代表する。
- 4、 副代表は代表を補佐し、代表業務に支障が生じた場合、その業務を代行する。

#### 第8条（任期）

保護者役員、コーチ役員の任期は1年とし留任意を妨げない。

#### 第9条（部費、会計報告）

- 1、 部員は部費を毎月納入する。
- 2、 会計は部費を管理する。
- 3、 会計は会計監査により、監査を受けなければならない。
- 4、 9月と3月の年2回、代表、部長への会計監査報告を行う。
- 5、 会計事務について不正の事実が発見したとき、代表、保護者役員会に報告し決議すること。また、これを報告するため、総会の必要があると認めるときは、総会の招集をすること。
- 6、 本会の会計年度は毎年3月1日～翌年2月末日迄とし、部員の家庭へ会計報告ならびに会計監査報告をする。

#### 第10条（収入費の運用細則）

- 1、 部費・助成金・寄付金等の収入は、部の運営及び部員の親睦の為に使用する。
- 2、 基本的にコーチはボランティア（無報酬：選手の成長を見られるのがコーチのメリット「報酬」です）で、以下は原則として自前（自費）で準備する。  
《個人のトレーニングウェア、シューズ、ボール、備品、その他》
- 3、 コーチのスポーツ関連保険、明らかにクラブの運営に必要な経費（事務、通信費等）は保護者役員会の承認のもとに部費より支払う。  
（総会で事後事前承認；予算化）
- 4、 審判資格取得に関連する費用（受験費用、登録・維持費等）は部費より支払う。  
（総会で事後事前承認；予算化）
- 5、 コーチ資格（C級、D級等）の取得に関連する費用（受験費用、登録・維持費等）は部費より支払う。  
（総会で事後事前承認；予算化）
- 6、 コーチに関係する以下の費用については、第10条2項の原則を考慮した上で、保護者役員会の承認のもとに部費より支払う、或いは補助することができる。  
（総会で事後事前承認；予算化）  
部行事の食費（練習、試合、その他イベント等）、遠征、合宿、部ユニフォーム、コーチへの謝礼等

## 第 11 条（クラブ及び事故・ケガ等のアクシデント）

第 4 条に規定する会員は練習中、試合中及び行き帰りの道中に発生した事故、ケガ等については本人が加入するスポーツ障害保険の定める範囲内で処理するものとし、部員、代表者、コーチ、保護者には一切の責任を問わない事とする。

## 第 12 条（細則）

- 1、 入部時に当月の部費、スポーツ障害保険料（年間）子供 800 円を徴収する。  
（部員は自己負担にてスポーツ障害保険に必ず加入するものとする。）
- 2、 日本サッカー協会選手登録費は、その年代で登録する場合のみ徴収する。  
（加入手続きについては、コーチ役員会が一括して行う事とする。）
- 3、 本規約に定められていない詳細な事項については、コーチ会規約、保護者会規約等により定めることができる。但し、本規約に対して矛盾する事項については本規約が優先する。

## 第 13 条（入部と退部）

### 【 入部 】

保護者の承諾を得た小学 1 年から 6 年生迄のサッカーを愛好する者。  
その認定については保護者役員会及びコーチ役員会が認めた者。

### 【 退部 】

保護者と本人の申し出により可能であるが、原則保護者役員会及びコーチ役員会の承認を得る必要がある。また当クラブに著しく迷惑を掛ける行動をした者等については、総会の議を経て退部させる事ができる。なおその場合は納入金等の返金は行わないものとする。

### 【 休部 】

休部しようとする時は、保護者と本人の申し出により保護者役員会及びコーチ役員会が認めた場合に休部する事ができる。

## 第 14 条（規約改正）

本規約は、総会を開き出席者の 3 分の 2 以上の賛同により改定できる。